

# 子ども・子育て支援金制度創設を踏まえた 行田市国民健康保険税の税率等の見直し について

令和7年10月8日  
健康福祉部 健康課

- 1 行田市国民健康保険税について
- 2 子ども・子育て支援金制度の概要について
- 3 令和7年度税率等見直しに向けたスケジュールについて

# 1 行田市国民健康保険税

行田市国民健康保険税は、所得割総額と被保険者均等割総額の2方式で税額を算出している。

令和7年度国民健康保険税算出方法（※）

算出基礎		税率 医療分	税率 後期高齢者支援分	税率 介護納付分 (40~64歳)	計
所得割	令和6年の総所得金額等 －基礎控除43万円	7.6%	2.6%	2.5%	12.7%
均等割 (軽減措 置あり)	被保険者数 1人につき	未就学児以外	36,000円	14,500円	15,000円 65,500円
		未就学児	18,000円	7,250円	25,250円
1世帯の賦課限度額		65万円	24万円	17万円	106万円

（※）上記の算出方法について、国民健康保険税の軽減、減免措置が適用される場合があります。

$$\text{国保税額} = \boxed{\text{医療給付費}} + \boxed{\text{後期高齢者}} + \boxed{\text{介護納付金}} \\ \text{支援金等分} \quad \text{分}$$

# 「埼玉県国民健康保険運営方針（令和5年12月）」について

## 1 赤字削減・解消の取組、目標年次

### ◇第3期 運営方針案（R 6～R 11年度）

準統一の目標年次の前年である令和8年度までに法定外一般会計繰入金等を解消することとします。

## 2 保険税水準の統一

◇【定義】県内どの市町村でも、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となる。

◇【統一の進め方】各市町村間で法定外繰入金や収納率の格差が大きいことから3段階に分け進める。



各市町村において、法定外一般会計繰入金等を解消する方針

# 行田市国民健康保険税改定に係る基本方針（令和5年2月）

「第2期埼玉県国民健康保険運営方針（令和2年12月）を踏まえ、本市では次の4つの方針を定めた。

## （1）保険税率

標準保険税率に近づけることを目標とする。特に、納付金算定における国及び県の激変緩和措置の終了に伴い、令和6年度以降、納付金額の上昇が見込まれることに留意する。

## （2）応能応益割合

現行税率では、県の標準保険税率と比べて所得割（応能）の割合が大きくなっていることから、均等割（応益）を増やして、標準保険税率に近づけることを目標とする。ただし、均等割を増やすことは、特に多人数世帯への影響が大きいため、改定に当たっては、被保険者の急激な負担増にならないよう留意する。

## （3）改定時期

被保険者の負担が急激に増加しないよう、令和6年度から令和8年度にかけて、毎年度、段階的に保険税率を改定する。

## （4）第3期埼玉県国民健康保険運営方針

県が第3期埼玉県国民健康保険運営方針を策定した際には、その内容を踏まえ、必要に応じて再検討を行い、適切に反映する。

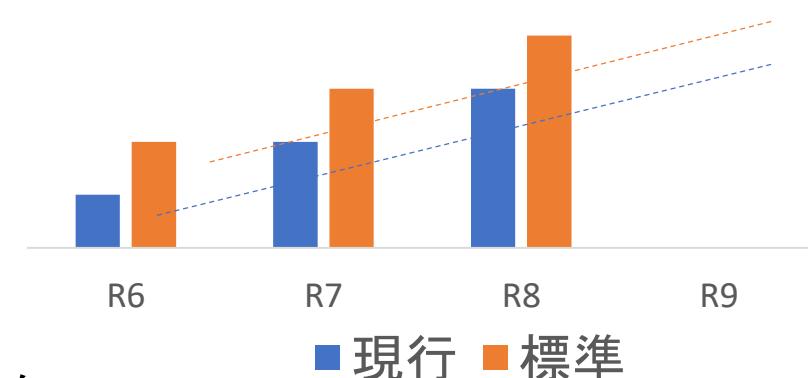
# 令和7年度以降の税率の改定方針

## 令和6年度までの改定

埼玉県は当該年度の標準保険税率のみを市町村へ提示

- 市では、令和5年度の標準保険税率を目標に  
令和6年度に税率を改定  
・・・翌年度に税率が改定されるため、差が縮まらない。

### 令和6年度までの改定

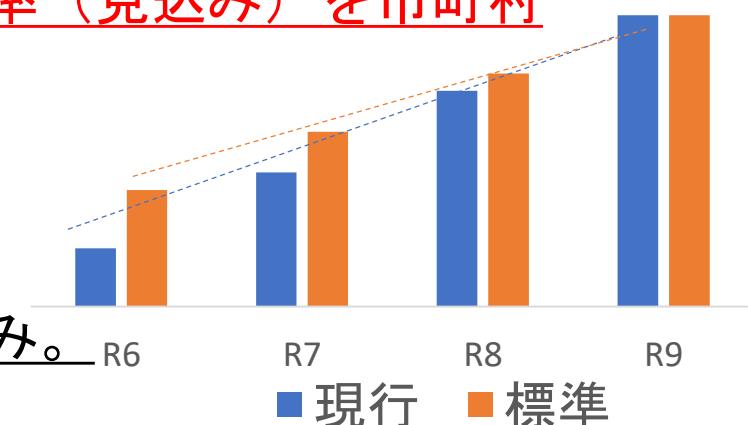


## 令和7年度以降

### R7以降の方針

埼玉県が令和6年度に令和9年度（準統一）標準保険税率（見込み）を市町村へ提示

- ⇒(改定方針)  
令和9年度の標準保険税率を目標に、  
令和7年度・8年度に段階的に税率を改定。  
・・・令和8年度には法定外繰入金は解消される見込み。



## 2 子ども・子育て支援金制度の概要について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

令和6年6月12日公布（令和6年法律第47号）

子ども・子育て支援金制度の創設⇒別紙のとおり

↓ 関連法改正

地方税法（昭和25年法律第226号）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

施行期日：令和8年4月1日

### 3 令和7年度税率等見直しに向けたスケジュール

